

## 勝浦町ふるさと納税返礼品取扱事業者募集要領

### 1 目的

ふるさと納税制度による本町への寄附の促進と、全国へ向けた本町のPR及び地域経済の活性化、交流人口の増加等の効果を図るため、ふるさと納税に対する返礼品の取扱事業者を募集する。

### 2 募集条件

#### (1) 取扱事業者について

次に定める条件を全て満たす者であること。

- ア 各種法規則、条例に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- イ 町内に本店（本社）若しくは製造所を有する法人、団体若しくは個人事業者又は主たる原料を勝浦町産の農林産物等を活用して製造する町外の法人等
- ウ 本町の競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。本町の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の要件に該当する行為を行っていないこと。
- エ 返礼品の受注環境及び管理体制が整備されていること。
- オ PL(製造物責任)保険又はPL保険と同等程度の損害保険会社等の賠償責任保険に加入していること。
- カ 町税等の滞納がないこと。
- キ 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- ク 返礼品を用意するため、上記カに該当することを知らず相手方と下請契約等を締結していないこと。

※ただし、上記の要件に適合しても、町が協力事業者として適当でないと判断した場合は、取扱事業者として認めないこととする。

#### (2) 返礼品について

次に掲げる各条件を全て満たしている物品又は役務であること。

- ア ふるさと納税において返礼品等を提供する場合、当該返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要であることから、「勝浦町の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するもの」とし、次のいずれかに該当するものであること。
  - ① 町内で生産されているもの
  - ② 原材料の主要な部分が町内で生産されたもの
  - ③ 町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの
  - ④ 町において生産されたものであつて、近隣の他の市町村において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）
  - ⑤ 町の広報の目的で生産された町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであつて、形状、名称その他の特徴から町独自の返礼品等であることが明白なもの
  - ⑥ ①～⑤に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものを合わせて提供するものであつて、当該返礼品等が主要な部分を占めるもの
  - ⑦ 町内において提供される役務その他これに準ずるものであつて、当該役務の主要な部分が町に相当程度関連性のあるもの
- イ 勝浦町の魅力を示し、イメージ向上に資するものであること。
- ウ 公序良俗に反しないものであること。
- エ 特定の宗教・宗派、思想・信条等にかかわるものではないこと。
- オ 科学的根拠のない効果、効能をうたうものでないこと。

カ 業として生産している又はされたものであって、個人の趣味、特技により私的に作成した物品ではないこと。

キ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内の数量的な安定供給が見込まれるものであること。

ク 飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後一定期間の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食品料（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではない。

ケ キャラクター等を使用する場合等、取扱事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合、権利者の許諾を得ていること。

コ 本町が求める場合に、返礼品のサンプルを原則として無償で提供できること。

サ 返礼品に関する情報（返礼品の商品名、説明文、画像データ、取扱事業者名等）を本町に対して提供可能であること。（※）

※ 当該情報を、ふるさと納税に係る広報・PRのため、「さとふる」等の各種媒体に使用します。掲載場所、順序等は本町が決定し、内容については、本町が編集します。

シ 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法規を遵守し、違反していない商品等であること。

### 3 返礼品の価格及び寄付金額の設定

(1) 返礼品の価格は、物品等の本体価格、梱包費用その他の経費及び消費税を全て含むものとする。

(2) 寄付金額は、総務省の基準に基づき、返礼品の価格に3分の10をかけた額（千円未満切り上げ）を基本として、本町が決定する。

### 4 登録の解除

次の場合は、返礼品の登録を解除する。

(1) 返礼品取扱事業者が、本町に登録解除を申し出たとき。

(2) 返礼品取扱事業者又は返礼品が募集条件に規定する事項を満たさなくなったとき。

(3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。

(4) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止、または中止されたとき。

(5) 登録内容に虚偽があったとき。

(6) 本町又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。

(7) 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品取扱事業者の責任が重いと本町が判断したとき、又は同様のクレームが多発するとき。

(8) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

### 5 返礼品取扱の停止

次の場合は、返礼品としての取扱いを停止し、その期間は、取扱停止となる事由が解消されるまでとする。

(1) 返礼品取扱事業者又は返礼品が募集条件に規定する事項を満たさなくなった場合であって、その状態が解消される見込みがあるとき。

(2) 返礼品取扱事業者が本町の競争入札参加資格を有するもので、指名停止措置を受けたとき。本町の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の要件に該当する行為を行ったとき。この場合、取扱停止期間は指名停止期間に準ずる。

(3) 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品取扱事業者の責任が重いと本町が判断したとき、又は同様のクレームが多発するときであつて、確実に改善されると判断されるとき。

## 6 応募方法

「勝浦町ふるさと納税返礼品事業参加申出書（様式第1号）」に必要事項を記入のうえ、郵送、電子メールまたは持参により企画交流課に提出すること。

## 7 募集期間

随時募集

## 8 返礼品の決定・登録

提出のあった書類に基づき、本町が総合的に判断し、返礼品毎に登録の可否を決定する。町は、当該返礼品が登録不可と決定した場合は、その理由を付し書面にて通知する。

## 9 その他留意事項

- (1) 返礼品取扱事業者は、返礼品として提案した商品を変更・辞退する場合は、速やかに町へ報告すること。
- (2) 返礼品取扱事業者は、商品の品質等に関して寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し、解決に努め、苦情内容については町へ報告すること。品質等による保証やクレーム対応について、原則として町は一切の責任を負わない。
- (3) 寄附者からの返礼品の品質等のクレームにより返礼品の回収及び再送した場合にかかる費用は、取扱事業者の負担とする。
- (4) 代替品等による保証、交換その他クレーム対応に要する経費について、町は一切負担しない。
- (5) 個人情報は返礼品の送付以外の目的では使用せず、適切な取扱いに十分に留意すること。

## 10 問い合わせ先

勝浦町企画交流課 ふるさと納税係

〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3

電話 0885-42-2552

FAX 0885-42-3028

E-mail [kouryu@town.katsuura.i-tokushima.jp](mailto:kouryu@town.katsuura.i-tokushima.jp)